就任 助役・教育長

5月17日(水)開会の町議会臨時会で同意を得て、助役が6月1日に就任しました。教育長は6月2日に就任します。

助役
土屋良彦

教育長
山口喜一郎

議会報告

皆野町議会第1回臨時会が、5月17日(水)に開会され、6議案が審議されました。

専決処分についての4議案が原案どおり承認、人事についての2議案が同意されました。

■専決処分

○皆野町税条例の一部を改正する条例

○皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

以上の2議案は、負担の均衡化・適正化を促進することを柱にした地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町税条例の一部を改正したものです。

○平成17年度皆野町一般会計補正予算（第6号）

地方交付税などの決定および財政調整基金への積立などにより5、965万5千円を追加し、44億5、909万1千円となりました。

○平成17年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

保険給付費の増額が見込まれるため、1、577万6千円を追加して、9億9、413万7千円となりました。

■人事

○助役の選任

土屋良彦氏(大字国神)が同意されました。

○教育委員会委員の任命

山口喜一郎氏(大字三沢)が同意されました。

児童手当が拡充されました

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生までから、小学校6年生（12歳になって最初の年度末）までに拡大され、所得制限も引き上げられました。

◆申請が必要なかた

①平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者のかた

②これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者のかた

※所得が一定以上の場合には、児童手当は支給されません。

◆手当の支給

平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

ただし、平成18年9月30日(土)は閉庁日となるため9月29日(金)までに提出してください。

◆現在手当を受給しているかた

毎年6月に「現況届」を提出することになっています。提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので必ず提出してください。

問合せ　住民福祉課福祉係
☎62－1230　内線104

介護保険料を変更しました

65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料基準額を月額3,100円に変更しました。

町では高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が送れるように、また、介護が必要になってもその状態を悪くしないように、新たな介護サービス体系の確立や予防重視型システムへの転換を第3期介護保険事業計画(平成18年～20年)に盛り込みました。

今回の保険料の変更は、上記計画の見直しに基づくものです。

※詳細については、7月号でお知らせします。

問合せ　住民福祉課介護保険係
☎62-1230　内線105